

多摩広域基幹病院（府中病院）及び 小児総合医療センターの整備について（概要）

第1章 多摩メディカル・キャンパスの整備

1 運営理念

- (1) 多摩メディカル・キャンパスでは、多摩広域基幹病院、小児総合医療センターをはじめとする保健、医療、療育など、様々な機能を持つ施設が、相互に連携、協力し、人材・技術などの集積のメリットを活かして、多摩地域における医療水準の向上を目指す。
- (2) 多摩メディカル・キャンパスでは、多くの患者、都民、内外の医療関係者などが出会い、切磋琢磨しあうことで、医療を支える優秀な人材を育む豊かな出会いと交流の場を提供する。
- (3) 医療に関わる多くの情報・技術の相互利用や交流を積極的に行うことにより、医療ニーズに的確に対応した、未来を拓く、新たな医療の姿を創造し、全国に向かって発信する。

2 整備に当たっての基本的考え方

- (1) 多摩広域基幹病院は、現府中病院に隣接する一般会計所有の土地に全面改築を行う。
- (2) 小児総合医療センターは、小児三次救急医療や、障害を持つ在宅患者等に対する専門医療などの機能強化を図るとともに、多摩広域基幹病院と密接に連携・協力した運営を行っていくよう、それぞれを隣接する一体的な施設として整備する。
- (3) 整備に当たっては、より効率的に事業を推進していくため、PFI手法の導入を目指し手続きを進めていく。

3 整備スケジュール

- (1) 平成15年9月にまとめられた「多摩地域における小児医療体制検討会」の報告を受け、小児総合医療センターについては、高度な小児救急医療への対応、障害を持つ在宅患者等に対する専門医療の提供、小児科医の育成、地域医療への支援、患者・家族を支えるサービス機能の強化など、当初構想を上回る機能の充実・強化を図ることが必要となった。
- (2) このため、施設規模の拡大が必要であり、キャンパス内を縦断する形で敷設されている超高压送電線の移設を行う。送電線の移設完了は、平成19年度となるため、小児総合医療センターと多摩広域基幹病院の開設時期を平成21年度末とする。
- (3) 多摩広域基幹病院及び小児総合医療センター以外の、キャンパス内施設の具体的な整備時期などについては、今後、関係局と協議しながら確定していく。

第2章 多摩広域基幹病院の整備

1 整備基本方針

- (1) 府中病院は、三次救急医療を含む東京ER、精神科救急医療、結核医療等、複数のセンター的機能を有する「多摩広域基幹病院」として整備していく。
- (2) 「小児総合医療センター」や「神経難病医療センター」と連携・協力体制を強固にし、キャンパス全体としての高度・専門医療機能のより一層の向上を目指す。

2 施設整備方針

- (1) 地球環境に優しく、患者・家族が安全で快適に過ごすことができる施設を整備する。
- (2) 将来の医療環境等の変化に弾力的に対応できる構造の施設とする。
- (3) 小児総合医療センターと密接に連携した運営を行っていけるよう、隣接する一体的な施設として整備する。
- (4) 災害医療拠点として、迅速な被災者対応が可能な施設を整備する。

3 主な医療機能

(1) センターの医療機能

三次救急医療 結核医療 精神科救急医療

(2) 重点医療課題

がん医療 難病医療 骨髄移植医療 障害者歯科医療 心臓病医療
脳血管疾患医療 専門リハビリテーション医療 キャリーオーバー医療

4 整備規模

入院規模：750床、外来規模：1日当たり1,500人程度とする。

5 医療サービスの向上

(1) 心臓病救急医療体制の充実

心臓血管外科を設置するなど、救急体制を更に充実し、365日24時間の安心を確保する。

(2) 特色ある専門外来の設置による医療サービスの充実

痛み緩和（ペイン）外来など、都民ニーズに合わせた専門外来を設置する。

(3) 日帰り手術センターの設置

患者の負担を軽減し、早期退院を可能とするため、日帰り手術室を整備する。

(4) 周産期医療への積極的支援

患者の利便性を高めるため、産科外来と産科病床を設置する。また、小児総合医療センターと連携・協力体制を構築する。

(5) 医療連携の強化

地域の医療機関等との役割分担を明確にした上で、連携を更に強化することにより、患者が安心してかけられる医療提供体制を確立し、多摩地域全体の医療サービスの向上を図る。

(6) 災害時の医療提供体制の構築

災害等に耐えうる施設構造とするほか、緊急車両の進入路の複数設置、緊急用ヘリポートの設置により、迅速な被災者への医療の提供が可能となるよう整備する。

6 スケジュール

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
多摩広域 基幹病院		PFI手続		設計・建設・開設準備			開設
		広域基幹病院ネットワークの検討・構築					

第3章 小児総合医療センターの整備

1 整備基本方針

- (1) 小児に関し「こころ」から「からだ」に至る総合的で高度・専門的な医療を提供する病院として小児総合医療センターを整備し、都における小児医療の拠点として充実を図っていく。
- (2) 周産期医療の充実を図るとともに「こころ」と「からだ」の診療部門の専門家等が連携して「こころ」と「からだ」を総合した医療を提供する。

2 施設整備方針

- (1) 子どもの気持ちを和らげるような、快適性に配慮し、プライバシーが守られた空間としての施設を整備する。
- (2) 将来の医療環境等の変化に弾力的に対応できる構造の施設を整備する。
- (3) 多摩広域基幹病院と密接に連携・協力した運営を行っていけるよう、隣接する一体的な施設として整備する。
- (4) 学齢期の患者の教育施設として、分教室を設置するとともに、患者家族の利便を図るため、家族宿泊施設を整備する。

3 主な医療機能

(1) センターの医療機能

小児専門医療 小児救急医療 小児精神医療 周産期医療

(2) 重点医療課題

小児結核医療 小児難病医療 小児骨髄移植医療 小児臓器移植医療
思春期医療 障害児歯科医療 キャリーオーバー医療

4 整備規模

入院規模：600床、外来規模：1日当たり750人程度

5 医療サービスの向上

(1) 総合診療部と「こころ」、「からだ」の各専門診療部の設置

総合診療部

成長期の小児に特有な「こころ」と「からだ」両面からの医療を提供する。また、救急診療を行える医師を配置し、心身症など幅広い疾患の患者を受け入れるとともに、必要に応じて「こころ」、「からだ」の両専門診療部への適切な振り分けを行う。

「こころ」の専門診療部

精神科の専門家を配置し、自閉症などの広汎性発達障害、ADHD、LDなど、さまざまな障害をもつ幼児期から思春期までの小児を対象とした医療を提供する。

「からだ」の専門診療部

内科系、外科系の各診療科の専門家を配置し、周産期医療、アレルギー医療、心臓病医療、腎不全医療など、高度かつ専門的な小児医療を提供する。

(2) 小児救急医療体制の充実

小児救急医療については、総合診療部における総合小児外来において、様々な疾患などに幅広く対応するなど、積極的に対応していく。また、救急用の小児ICUを設置し、多摩広域基幹病院の救命救急センターなどと相互に補完しながら、小児三次救急医療の基幹的な施設としての役割を担っていく。

(3) 「総合周産期母子医療センター」の整備

NICU24床、M-FICU9床を有する総合周産期母子医療センターを整備する。小児総合医療センターの新生児・産科部門と多摩広域基幹病院の産科部門との密接な連携を確保する。

(4) ドクターカーの整備

地域の医療施設との連携体制を構築するとともに、ハイリスクの新生児を搬送する新生児ドクターカーや障害をもち、在宅療養を行っている患者の様態急変に対応する小児ドクターカーを配備し、これら小児の重篤患者等に速やかな対応を図っていく。

(5) 人材育成と地域支援等の整備

将来の小児医療を支える小児科医等の臨床研修の場を整備し、一貫した研修体制のもと、臨床医の育成を図る。また、研修医や緊急登院に対応する職員用の職務住宅の整備とあわせ、海外等から受け入れる研究員などが滞在する宿泊施設（ゲストハウス）を整備する。

(6) 患者・家族を支える機能の強化

病気の子どもやその家族が、安心して治療に専念できるように多面的な支援を行う「患者支援センター」をはじめ、子どもに関する育児不安、思春期の子どもやその家族の悩みなどに適切に対応する「成育相談室」、また、病気、検査、治療方法などに関する小児医療情報を集積・提供する「小児医療情報センター」を設置する。

(7) 医療連携の強化

多摩広域基幹病院（府中病院）との連携

キャリアオーバー医療、ハイリスク妊娠に対する疾病併発時の支援、小児救命救急医療への対応等、協力しながら治療にあたる。

神経病院（神経難病医療センター）との連携

小児神経疾患の患者については、神経難病医療センターからのスタッフと協力しながら治療を行う。キャリアオーバーの患者については、小児医療・成人医療の両面から対応する。

地域の医療機関等との連携

地域の医療機関等との役割分担を明確にした上で、連携を更に強化することにより、小児総合医療センターの診療機能、医療機器等を有効に活用するなどして、患者が安心してかけられる医療提供体制を確立する。

(8) 日帰り手術の実施

患者の負担を軽減し、早期復帰を可能とするため、日帰り手術センターを設置する。

(9) 養護学校分教室等の整備

学齢期の患者の教育施設として分教室を設置する。また、運動場、体育館、プール等を整備する。

6 スケジュール

区 分	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度以降
小児総合 医療セン ター		PFI 手続	設計・建設・開設準備			開設	ドクターカー配備

7 再編整備に当たっての今後の課題と対応

(1) 清瀬小児病院移転後の対応として、現在の多摩老人医療センターに最大 40 床程度の規模を有する小児科を新たに設置し、休日・全夜間救急医療などの体制を整備する。

また、清瀬市をはじめとする北多摩北部保健医療圏内の各市が、地域における小児医療の確保について主体的に取り組めるよう、都は必要な支援策を講じるなど、地元自治体との協力の下に、医療実態・地域特性等を踏まえた小児医療の提供体制を整備していく。

(2) 八王子小児病院移転後の対応として、八王子市をはじめとする南多摩保健医療圏内の各市が、地域における小児医療の確保について主体的に取り組めるよう、都は必要な支援策を講じるなど、医療実態・地域特性等を踏まえた小児医療の提供体制を整備していく。